補助金交付までの流れ(令和6年度)

事前調查依

果の通知

請 者

B. 厉. BT

事前調査受付期間中に依頼数が4件を超えた場合は

交付申請額が予算の範囲を超えた時点で今年度の交

「抽選」により、交付申請を行う順位を決めます。

①事前調査依頼

補助対象空き家に該当するか、『事 前調査の依頼』を行ってください。

【事前調查集中受付期間】

令和6年5月7日~6月21日

添付書類等

空家であることの報告及び審査に関する同意書 現況図・現況写真

土地、建築物の全部事項証明書等 その他町長が必要と認める書類等

抽選・交付申請の順位を通知

付申請の受付は終了となります。

②現地調査・判定

現地にて補助対象空き家に該当する か調査します。(原則立会いが必要です。)

③交付申請

必要書類をそろえて工事着手前に交 付申請をしてください。

【抽選順位による申請受付期間】 令和6年6月24日~7月26日(予定)



審査により補助金交付を決定した場 合は交付決定通知書を送付します。

添付書類等

除却工事実施計画書 除却工事の見積書の写し 納税証明書 • 所得証明書 工事業者の資格書等の写し その他町長が必要と認める書類等



解体業者と契約・解体工事の着手 (着手後は、『着手届』を提出してください。)

⑥工事完了•報告

工事完了後(代金支払い後)は完了 報告書を提出してください。

(⑦交付額の確定)

審査により交付が確定した場合は交 付額確定通知書を送付します。

8交付金の請求

交付金の請求書を提出してください。



9補助金の交付

指定された金融機関に補助金を振込 みます。



- ◆交付申請額が予算の範囲に満たない場合は、随時交付申請を受付けます。
- ◆申請等の様式は、町のホームページからダウンロードしていただくか、都市みどり課の窓口に備 えつけています。
- ◆詳細な要件や不明なことなどは、下記までお問合せください。

田尻町 事業部 都市みどり課

☎ 072−466−5006 FAX 072-466-5025